

公募型プロポーザルに係る手続開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。なお、本業務に係る契約の締結は、当該業務に係る令和5年度予算が成立し、予算の配当がなされることを条件とするものです。

令和4年10月17日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

世田谷区立小学校への外国人指導補助員の派遣（単価契約）

(2) 業務内容

区立小学校での外国語活動における外国人指導補助員の派遣

(3) 履行期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする（予定）。令和6年度、令和7年度についても、本事業に係る予算配当があること及び前年度の履行が良好であることを条件に、引き続き同一の事業者と随意契約を締結する予定である。

(4) 募集区分

「世田谷区立小学校への外国人指導補助員の派遣（単価契約）」
（区立小学校61校）

2 参加資格

- (1) 世田谷区の競争入札参加資格を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当しないものであること及び同条第2項による措置を現に受けていないこと。
- (3) 世田谷区から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがされていないこと。
- (5) 都道府県民税、市町村民税に滞納がないこと。
- (6) 現年度及び過去3年度の外国人英語教育指導等業務に関する他自治体での事業実績が述べ20件以上あること。または、現年度及び過去3年度の東京23区内での事業実績が1件以上あること。
- (7) 一般労働者派遣事業の許可を受けていること（参加表明書の提出時に一

般労働者派遣事業許可証の写しを提出すること。)

3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。

4 提案書を特定するための評価基準

- (1) 本派遣業務の趣旨を踏まえた提案書の内容になっているか
- (2) A L Tの経歴等資質（有している資格、実務経験年数等）について、本事業の目的を達成するために十分であるか
- (3) A L Tの採用方法・採用基準について、本事業の目的を達成するために十分であるか
- (4) 派遣業務のサポート体制(A L Tの配置計画、労務管理、安全衛生管理、苦情対応におけるサポート体制等)について、各学校にとって十分な内容となっているか
- (5) 個人情報の保護に関する考え方・体制が整備されているか
- (6) 派遣業務の開始準備に係る計画に実行性や具体性はあるか
- (7) A L Tの派遣業務を円滑に行うために必要な次の業務について、区及び学校にとって十分な内容であるか
 - ア 国際理解教育・語学教育に関する企画、提案及び活動
 - イ 学校の外国語活動における外国語指導の企画及び提案
 - ウ 学校において使用する教材の開発、作成及び提供
 - エ 授業の反省、分析、評価と情報提供及び学習指導に関するノウハウの提供
 - オ 教授法、指導案作成に関する支援及び情報提供
 - カ 効果的な授業実践に関する支援及び情報提供
 - キ A L Tが休暇、欠勤、遅刻等するときの報告及び代替A L Tの派遣対応
 - ク A L Tの能力向上のための研修等の実施
 - ケ 労働者派遣法に係る諸手続きの支援及び情報の提供
- (8) 外国人英語教育指導等業務に係る受託実績等
- (9) 経営の財政状況
- (10) 受託経費見積りの妥当性

5 手続等

(1) 担当部課

〒154-8504 東京都世田谷区世田谷4丁目21番27号

世田谷区教育委員会事務局教育指導課（第1庁舎4階44番窓口）

電話 03-5432-2707 ファクシミリ 03-5432-3041

- (2) 提案条件説明書の交付期間、場所及び方法
 - ア 期間 令和4年10月17日(月)から令和4年10月28日(金)までの土・日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時
 - イ 場所 上記(1)に同じ。
 - ウ 方法 希望者に直接無償交付する。
- (3) 参加表明書の提出期限、場所及び方法
 - ア 提出期間 上記(2)アに同じ。
 - イ 提出場所 上記(1)に同じ。
 - ウ 提出方法 持参又は郵送(締切日必着、簡易書留に限る)による。
- (4) 提案書の提出期限、場所及び方法
 - ア 提出期限 令和4年11月28日(月)午後5時まで
 - イ 提出場所 上記(1)に同じ。
 - ウ 提出方法 持参又は郵送(締切日必着、簡易書留に限る)による。

6 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金は免除する。
- (3) 契約時に契約書の作成を要する。
- (4) 関連情報を入手するための照会窓口は、上記5(1)に同じとする。
- (5) 本提案にかかる一切の費用については、すべて提案者の負担とする。
- (6) 事業者からの提出物は返却しない。
- (7) 区が必要と認める場合は、追加資料を求めることができる。
- (8) 区は、特別な理由により審査の経過を秘匿する場合を除き、プロポーザル方式の透明性・公正性を確保する観点から、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。
- (9) 詳細は、提案条件説明書による。
- (10) 本プロポーザルは、事業者の選定のみを目的とし、提案書の内容に区は拘束されない。
- (11) 本案件は、世田谷区公契約条例の定める労働報酬下限額の対象である。詳細は別紙を参照すること。

世田谷区との一定額以上の契約には
「労働報酬下限額」 が適用されます



工事請負契約の
技能労働者の場合

**東京都の公共工事設計労務単
価の職種ごとの85%相当額**

(各職種の金額は裏面をご覧ください)

工事以外の契約の
労働者の場合

(不動産、賃貸借を除く)

1時間あたり **1,170円**

労働報酬下限額とは…

世田谷区との契約事業者が労働者に支払う労働報酬の下限とすべき額のことです。世田谷区長が条例に基づき、告示します。労働者は、事業者（下請負者含む）のもとで、労働報酬下限額が適用になる契約案件(※)の業務に従事する方が対象です。一人親方や派遣労働者も含まれ、正社員・アルバイトなどの雇用形態は問いません。

※予定価格が3千万円以上の工事請負契約及び予定価格が2千万円以上の工事以外の契約（不動産、賃貸借を除く）又は指定管理者協定

世田谷区公契約条例とは…

世田谷区が事業者と結ぶ契約に関する基本方針や区長と事業者の責務などを定めた条例で、労働者の適正な労働条件の確保や、事業者の経営環境の改善を図ることなどを目的としています。契約事業者には、公契約条例に基づいて労働報酬下限額を守り、労働者への適正な賃金を支払うことで適正な労働条件の確保と向上に努めていただく義務があります。

公契約条例・労働報酬下限額の詳細については、世田谷区ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】世田谷区財務部経理課契約係
電話：03-5432-2145～2152・2173・2435
FAX：03-5432-3046

世田谷区 公契約条例

検索



世田谷区公契約条例のその他の取組み

《 労働条件確認帳票 》

賃金、労働時間、社会保険の加入などの労働条件が適正であることを確認するためのもので、予定価格が50万円を超える契約(※)において契約事業者に配布し、提出を求めています。また、この帳票は、事業者・労働者をはじめどなたでも契約担当窓口で閲覧できます。

※ 指定管理協定は金額を問わず全案件が対象

閲覧場所	閲覧できる帳票
経理課 (世田谷区役所第一庁舎2階20番窓口)	教育総務課が取り扱う契約以外の契約
教育総務課 (世田谷区役所第二庁舎3階33番窓口)	教育委員会の契約のうち予定価格が2千万円未満の契約

《 労働報酬下限額周知カードの配布 》

労働報酬下限額の対象となる契約の業務に従事する方一人ひとりに、契約事業者を通してその旨を周知するカードを配布し、契約事業者からは周知したことの確認書をご提出いただくことで、労働報酬下限額の周知及び遵守の徹底を図っています。

工事請負契約の技能労働者の労働報酬下限額（1時間あたり）

職種	労働報酬下限額	職種	労働報酬下限額	職種	労働報酬下限額
特殊作業員	2,731円	潜かん世話役	3,921円	型わく工	2,827円
普通作業員	2,370円	さく岩工	3,326円	大工	2,720円
軽作業員	1,658円	トンネル特殊工	3,188円	左官	2,986円
造園工	2,338円	トンネル作業員	2,689円	配管工	2,561円
法面工	2,986円	トンネル世話役	3,592円	はつり工	2,720円
とび工	2,965円	橋りょう特殊工	3,230円	防水工	3,220円
石工	2,901円	橋りょう塗装工	3,315円	板金工	3,092円
ブロック工	2,689円	橋りょう世話役	3,794円	サッシ工	2,837円
電工	2,837円	土木一般世話役	2,816円	内装工	2,975円
鉄筋工	2,986円	高級船員	3,241円	ガラス工	2,805円
鉄骨工	2,731円	普通船員	2,572円	ダクト工	2,529円
塗装工	3,220円	潜水士	4,505円	保温工	2,455円
溶接工	3,326円	潜水連絡員	3,220円	設備機械工	2,476円
運転手(特殊)	2,689円	潜水送気員	3,135円	交通誘導員A	1,743円
運転手(一般)	2,242円	山林砂防工	2,859円	交通誘導員B	1,509円
潜かん工	3,305円	軌道工	5,143円	上記以外の職種	1,170円

※上記の金額は熟練労働者に適用されます。

※上記の職種であっても、事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している者については、1時間当たり1,365円になります。

このちらしに記載の労働報酬下限額は、令和4年3月14日告示によるものです。

適用対象は令和4年4月1日以後に締結する契約(上記の告示前に公告し、入札に付された契約を除く)です。